

令和4年第4回

海老名市農業委員会定例総会議事録

日 時 令和4年4月27日
13時30分～15時25分

会 場 海老名市役所 6階議員全員協議会室

令和4年第4回海老名市農業委員会定例総会

令和4年4月27日「令和4年第4回海老名市農業委員会定例総会」を議員全員協議会室に招集した。招集委員は14名、応召委員は14名で次のとおりである。

1番 深澤 伸治 2番 宮墓 功 3番 澤地 正典 4番 井上 勝
5番 鈴木 守 6番 岩壁 正和 7番 三廻部 茂 8番 波多野 寛
9番 市川 和美 10番 小松 佐一 11番 鈴木 徹 12番 橋本 保
13番 青木 莊一 14番 牛村 律子

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名で次のとおりである。

15番 本多 洋 16番 大貫 信夫 17番 重田 政一 18番 西海 正義
19番 西山 勝敏 20番 鴨志田ひろし

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 中山 康一、主幹兼係長 草薙 砂織、主査 田辺 賢司、
主任主事 榎田 晃

会議事項は次のとおりである。

日程第1 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第3 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第4 議案第20号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
日程第5 議案第21号 引き続き特定貸付けを行っている旨の証明について
日程第6 議案第22号 農用地利用集積計画（案）について「貸し借り」

審議事項は次のとおりである。

- (1) 農地の一時使用について
- (2) 農地の一時使用について（報告）
- (3) 生産緑地の斡旋について
- (4) 農地転用届出による専決処分について

会長が開会を宣言した。（開会の時間： 午後 1 時 3 0 分）

【議長】 ただいまの出席委員は、14名でございます。農地利用最適化推進委員6名が出席していただいております。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

次に、農業委員会会議規則第13条第2項により議事録署名委員を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 ご異議なしということでございますので、8番委員、9番委員を指名させていただきます。

それでは、議案書3ページから5ページ、4. 報告事項の（1）活動状況について、（2）農地の異動状況について、（3）県許可の状況について、を事務局から説明をお願いいたします。

【事務局長】 （先月の活動状況、農地の異動状況、県許可の状況を報告した）

【議長】 ただいまの報告につきまして、何かご質問等がありましたらお伺いいたします。ございませんか。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようですので、報告事項ですので、この程度にさせていただきます。

【議長】 議案書6ページ、5. 付議事項の日程第1、議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号6について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 それでは、こちらの農地法3条による許可申請について説明をさせていただきます。農地法第3条では、農地、または採草放牧地についての権利を移転、または設定する場合には、原則として農業委員会の許可を受けなければならない旨を規定しております。

受付番号6、申請地は、上今泉字■■■■■■■■■■、台帳地目、田、現況地目、田、■■■平米、ほか■筆、議案書のとおりです。譲受人は、下今泉■■■■■■■■■■、■■■■株式会社、代表取締役■■■■、譲受人についてですが、譲受人の■■■■株式会社は、代表の■■■■さん世帯と

問題ないと思われます。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。副班長の3番委員
よろしくお願ひします。

【3番委員】 昨日、5人で現地調査を行ってまいりました。耕作地としてはきちんと
と管理されて、農地としては全然問題ないということでございますので、
許可に値すると思ひます。

【議長】 それでは、受付番号6について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号6について、採決をさせていただきます。

許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可といたします。

【議長】 次に、議案書7ページ、日程第2、議案第18号 農地法第4条の規定
による許可申請についてを議題といたします。

受付番号1について、事務局から提案説明をお伺いいたします。

【主幹兼係長】 受付番号1、申請地は、杉久保南■■■■■■■■■■、登記簿地目、
畑、■■■平米の■筆でございます。転用者は、杉久保南■■■■■■■■
■■、■■■■、転用の目的は、資材置場になります。現地の案内図につ
きましては、資料2-1に案内図と現地の写真、2-2から3、4、2-
5までがそれぞれ土地利用計画図、造成計画断面図、浸透施設構造図、雨
水浸透ます図をお配りしております。

【議長】 地区委員の意見をお伺いいたします。11番委員。

【11番委員】 この申請地につきまして、事前にきれいになっていたことを確
認させていただきました。全体的に東側が高く、西側が低いような形にな
っておりまして、土砂の流出、排水という点につきましてちょっと気にな
ったのでございますが、昨日、現地調査に行きまして、東側には出入口を
除いて既存のRC擁壁で従来どおり流出を防ぐということでございます。

出入口につきましては、車両の運行道路付近まで砂利を敷くということでございました。ちなみに、北側がちょっと高くなっておりますが、北側と反対側の南、そして、西側の畑の間にはコンクリートブロックで土留めをするということでございました。排水のほうですけれども、敷地内の中ほどに浸透ますをつくりましてそこに雨水を集めると。それから、西側の道路に接している部分が一番低いところになるのかなと思いますけれども、そこにも浸透ますをつくって雨水の排水をするということでございました。

以上の点から、この案件につきまして、地域の問題はないのかなというふうに思いました。

【議長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 こちらの申請は、市内の柏ヶ谷に事務所を構えます■■■■■有限会社■■■■■■■■■■が資材置場が必要になったため、交通の便のよい土地を探したところ、適地として■■■■■さんの所有する畑がありました。資材置場として貸してもらえないかとの相談を受けた■■■さんが、農地転用したいという旨の申請になります。

資料２－１の左下の農地区分をご覧ください。こちらの申請地ですが、第３種農地ということになります。東側が市街化区域で、上水道管と下水道管が通っております。また、５００メートル以内に■■■■■保育園と杉久保第一児童公園があり、農地の広がり１０ヘクタール未満であることから判断しています。

続きまして、資料２－２の土地利用計画図をご覧ください。こちら、図の上が北、南側が東、左側が西を指しております。申請地は、東西が２方を道路、南と北を農地に囲まれたところで、申請地を転圧して、場内車両通路を砂利敷きとしまして、資材置場として整備するという計画です。申請地の種類につきましては、既存のＲＣ擁壁と１０センチほどのコンクリートブロックで囲いまして、図面のとおり、資材を置く計画となっております。雨水等につきましては、土地利用計画図の中ほどに単管パイプ置場というところがあるのですけれども、その外側に小さくシステムパネルとございまして、それが地下の雨水浸透施設のことです。ここに雨水を集

め、敷地内浸透処理するという計画になっております。また、西側が地形的に低くなっているのです、西側通路に面した部分にも小さな丸印があるのですけれども、ここにも浸透ますを設置します。隣地同意書につきましては、隣接している南側の畑から同意書を得ておりまして、北側は先ほど地区委員さんのお話でもありますけれども、若干高くなっている北側には、ここに大蔵省の雑種地を挟んでいるため、同意書を得ていないそうなのですが、周辺説明された折に説明に伺って了承を得ているというふうに聞いております。市のまちづくり条例に基づく協議も終了しておりまして、転用が不確実とされる要因は確認できませんので、周囲の土地への被害防除も図られていることから、転用やむなしと思われます。

【議 長】 現地調査班の意見をお伺いいたします。9番委員。

【9番委員】 昨日、現地調査をいたしまして、地区委員も丁寧にご説明いただいたように、農地はちゃんと管理されておりました、問題ないかと思われま

す。

【議 長】 それでは、受付番号1について、質疑のある方。

【2番委員】 事務局にお伺いしたいのですが、先ほど説明の中で、地番が■■■■
■■■ということ、■筆だということでご説明いただいたんですが、隣接している畑の部分が同じ所有者かどうか分かりませんが、公図がないから分からないのですが、今回の転用に当たって、この地番が生まれたんですかね。形が包丁の柄のような格好になっていて、その柄の部分が普通ならば四角で転用するじゃないですか。それをあえて包丁の柄みたいところが出ているというのは何か意味があるんですか。

【事務局長】 申請書に添付されている公図では包丁の形の土地、ということでご理解いただきたいと思います。

【議 長】 ほかに。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、それでは、意見のある方。

【20番委員】 立地基準の中の先ほどの内容の件で、500メートル以内に保育園と公園があるということでお聞きしたんですけれども、車両、何トンで入るのか分からないのですが、車両が当然出入り、朝夕するでしょうから、そ

の辺の影響、通路とかどういうところを通ってとかあるので、この辺の保育園とか公園への影響というのはないということなんですか。

【主幹兼係長】 こちらにつきましては、先ほどまちづくり条例等というところがあったのですが、事前に市のまちづくり条例がございますので、その間で協議をしているんですね。道路管理課だとか、そういったところからも、気になるところについて、業者というか、転用者に関して、この部分はどうかというようなやり取りをしております、その協議の中で一応周辺のお家への説明だとか、説明会だとか、そういったこともやられていまして、そちらの協議の中では完了しているとの報告を受けております。

【議 長】 ほかに質疑のある方。

（「なし」の声あり）

【議 長】 ないようですので、意見のある方。

（「なし」の声あり）

【議 長】 ないようですので、受付番号1について、採決をさせていただきます。

許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手）

【議 長】 挙手全員であります。よって、許可相当とさせていただきます。

次に、議案書8ページ、日程第3、議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号3について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 受付番号3、申請地は、上今泉■■■■■■■■■■、登記簿地目、畑、■■■平米、ほか■筆でございます。転用者は、厚木市岡田■■■■■■■■■■、株式会社■■■■■■■■■■、代表取締役■■■■■■■■■■、譲渡人は、座間市新田宿■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、転用の目的は、資材置場及び駐車場、権利の種類は、所有権の移転でございます。現地の案内図につきましては、資料3-1に案内図と現地の写真、3-2から土地利用計画図、雨水浸透施設構造図等をお配りしております。

【議 長】 それでは、地区委員の意見をお伺いいたします。4番委員。

【4番委員】 本許可申請は、昨年の9月まで海老名市の市民農園として利用されておりました。現地主さん、■■さんの都合で売却することになりました。本計画は、申請地の周辺は、ほぼフラットな農地が続いております。外周におきましては、鉄板の土留めで囲い、また、雨水に関しましては、中央に塩ビ管で浄化槽をつくる等して、周辺の農地には特段に問題はないかと思っております。また、本土地の西部、あるいは北部には、一般の方が市民農園として使っております。そちらの方にもそれぞれ西側の通路から通行できるような状態になっております。以上、許可するに当たりましては特段に問題はないと思っております。

【議長】 事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 こちらの申請は、厚木市に事務所を構えます、株式会社■■■■■の資材置場及び駐車場として農地転用したいという旨の申請でございます。株式会社■■■■■は、厚木市に拠点を置き、神奈川県、東京全域を中心として建築業と不動産業を営んでいます。今までは住宅の新築工事やリフォーム工事を主としていましたが、このたび、土木一式工事やとび・土木・コンクリート工事の許可を得たことにより、業務拡大を図りました。これにより、土や砕石、コンクリートブロックや型枠、鉄筋等の置場と、それを運搬する車両の駐車場が必要となりました。現在使用している相模原市の資材置場は内装工事用の資材置場であり、面積も■■平米と狭小とのことで、拠点の厚木市に近く、圏央道やインターチェンジによる高速道路へのアクセス、国道246号線が近くにありまして、より利便性の高い駐車場用地を探したところ、申請者と合意が形成できたことから、今回申請がされました。

資料3-1の左下の農地区分をご覧ください。こちらの農地区分の立地基準につきましては、第3種農地ということになります。南側は市街化区域で、東西に走る市道に上水道管と下水道管が埋設されており、500メートル以内に■■■■■クリニックと上今泉自然公園、農地の広がりには10ヘクタール未満でございます。

続きまして、土地利用計画図をご覧ください。資料3-1でございます。図は、上側が北、下側が南を指しております。申請地は、一方を道

の目的は、公民館、権利の種類は、所有権の移転でございます。現地の案内図につきましては、資料4-1に案内図と現地の写真、4-2から土地利用計画図、造成計画断面図、立面図、雨水浸透施設構造図を配付しております。

それから、追加といたしまして、資料A3のものでございます。追加資料4-5と4-6というものを追加させていただきました。こちらは、雨水貯水槽の資料となっております。

【議長】 それでは、地区委員の意見をお伺いいたします。12番委員。

【12番委員】 この案件につきまして、先般、土地の説明、業者の方と地区内の建設委員の方が来宅されまして、詳細に説明を受けました。この土地でございますけれども、県道22号線の拡幅工事でございます、用田橋から戸田の交差点に抜ける県道の拡幅、現在、2車線となっております。これが2倍の4車線となる工事でありまして、現在では用田橋から拡幅工事が始まっております。それに買収された■■町内会の公民館の近くへの移転という土地でございます。詳細は図面のおりでございます。隣接する2件の畑の所有者にも承諾をもらっております。また、近隣の耕作についても支障がないと思われまます。良好な申請場所と思っております。特段別に問題はないと考えております。

【議長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 ただいま、こちらにつきまして、地区委員さんから詳細な説明がありました。こちらの申請は、もともと本郷■■■■■■にあつた■■■■■■公民館が、県道22号線横浜伊勢原線の拡幅整備地区に該当したことにより、現在の公民館を移設するために農地転用をしたいという旨の申請になります。公民館という性質上、現在の公民館の位置からあまり離れていない利便性の高い用地を探しましたが、距離や費用の面からなかなか候補地が選出できずにいたところ、申請者と合意が形成できたことから、今回、申請がされました。

資料4-1、真ん中あたりの農地区分をご覧ください。こちらの農地区分の立地基準につきましては、第2種農地ということになります。市街化地域から500メートル以内にあり、農地の広がり10ヘクタール未満

でございます。本来、2種農地は、その申請にかかる農地に代えて周辺のほかの土地でも申請の事業の目的が達成できる場合は、原則として許可はできない区分ですけれども、今回の場合は、本郷という土地柄か、周辺の候補地は10ヘクタール以上の広がりを持つ1種農地ばかりで、ようやく2種農地が見つかったため、申請となりました。

続きまして、土地利用計画図をご覧ください。資料4-2でございます。こららは、図は、上側が北、下側が南を指しております。申請地は、2方を道路、一方が宅地、東と南の一部の2方を農地に囲まれた土地で、公民館として北側道路に面した部分を出入口とし、周囲はコンクリートブロックの最大3段積み15センチの縁石で土砂の流出を防ぎ、80センチのネットフェンスを設置して、ごみ等の飛散を防ぎます。内部は整地、転圧して整備し、汚水雑排水は合併浄化槽を設置して浸透ますで処理、雨水排水は雨水浸透槽を設置し、敷地内浸透処理する計画になっております。開発の他法令、条例にかかる手続につきましても、調整も終わって協議済みとなっております。以上、転用が不確実とされる要因は確認できず、隣地同意の添付もあり、周囲の土地への被害防除策も図られていることから、転用やむなしと思われまます。

【11番委員】 これ、譲受人のメンバーと言ったらおかしいですけども、町内会長になっている。これはずっと名前が変わらないの。

【主幹兼係長】 こちらにつきましては、譲受人なんですけれども、申請時における譲受人ということで、この時点では法人格ではないのですが、■■公民館の自治会長ではなくて、こちらの会が法人格のようなもので、そことやり取りをするということになっております。それは市の地縁団体ということで、公民館の自治会というか、町内会が市でも告示をされておまして、それをもって譲受人というふうになっております。

【事務局長】 今の答えを平たく言うと、申請があったときの地縁団体として市が告示している■■■■町内会のトップが■■さんということで、ご質問は、今はもう変わっているのではないかというご心配ではないかと思うんですけども、変わってはおりますが、申請時のということで、それは何で確認するのといったら、市のほうで告示しているもので確認しているという

ことをご了解いただければと思います。

【議長】 ほかにございますでしょうか。

【20番委員】 ここに移るということは、道路は北側へ拡幅するということですか。北へ道路が広がるということなんですね。

【事務局長】 北側に広がる場所もあるのかもしれませんが、このあたりは南側に広がるという。

【20番委員】 新宿の新しい外観には当たらないと。

【事務局長】 当たらないということです。ただ、図面を見ると、かなりすれすれ。

【議長】 ほかに質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、現地調査班の意見をお伺いいたします。9番委員。

【9番委員】 昨日、現地を確認しまして、特に問題なしと思われま。

【議長】 それでは、受付番号4について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号4について、採決をさせていただきます。

許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可相当といたします。

【議長】 次に、議案書9ページ、日程第4、議案第20号 相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題といたします。

受付番号2について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主任主事】 この証明書は、相続税の納税猶予の特例適用を受けようとするときに税務署へ提出する書類の1つになります。相続人の要件といたしましては、相続税の申告期限までに相続か遺贈により取得した農地等で農業経営を開始し、その後も農業を継続すると認められる個人であることで、被相続人の要件は、死亡の日まで農業を営んでいた個人であるとされてお

す。

受付番号2、被相続人は、社家■■■■■■■■■■、■■■■、相続開始年月日は、令和3年11月20日、申請人は、社家■■■■■■■■■■、■■■■■■■■、特例農地等の明細ですが、社家■■■■■■■■■■、現況地目、畑、登記簿地目、畑、生産緑地内、■■■■■■■平米のうち■■■■平米です。これらの農地につきまして、4月13日に事務局で現地を確認しましたが、農地として適正に管理されていることを確認しました。また、■■■さんの世帯は、海老名市に■■■■■■■平米の耕作地を所有しております。農家世帯の構成は、■■■さんの母■■■さんが農家台帳に現在記載されております。所有する農機具につきましては、耕運機が1台、トラクターが1台、トラックが1台となっております。畑は適切に管理されており、今後農業を行う意思があることから、この案件につきましては問題ないと思われれます。

【議長】 それでは、受付番号2について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号2について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認いたします。

次に、議案書10ページ、日程第5、議案第21号 引き続き特定貸付けを行っている旨の証明についてを議題といたします。

受付番号1について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主任主事】 この証明は、相続税納税猶予の特例適用を受けている農地について、特定貸付けをしている方が、3年ごとに引き続き相続税納税猶予の特例を受けたい旨の継続届出書を税務署へ提出する際に必要な証明です。この3年間に於いて相続税の納税猶予を受けている農地が特定貸付けされ、農地として利用されているかどうかという部分を農業委員会が証明します。

受付番号1、被相続人は、下今泉■■■■■■■■、■■■■、相続人は、下今泉■■■■■■■■■■、■■■■、引き続き特定貸付けを行っている期間は、平成31年5月23日から令和4年4月27日までです。特例農地等の明細ですが、上今泉字■■■■■■■■■■、現況地目、田、登記簿地目、田、農振農用地区内、■■■■平米、ほか■筆、合計、■■■■■■平米、議案書のとおりでございます。事務局で4月13日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されていました。特に問題ないと思われま

す。今回の場所で言う特定貸付けは、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画作成による貸付けであります。令和6年12月31日まで貸付けをしているものです。本日、委員の皆様にご承知していただきましたら、証明を発行しまして、当事者へ通知をいたします。

【議長】 それでは、受付番号1について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようですので、受付番号1について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認といたします。

次に、議案書11ページ、日程第6、議案第22号 農用地利用集積計画(案)について「貸し借り」を議題といたします。

お諮りいたします。受付番号24と25は、新規の貸付計画案ですが、農地中間管理機構である神奈川県農業公社を經由して行われるものです。よって、24と25は提案説明、質疑、意見、採決を一括して行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、そのように進めさせていただきます。

受付番号24と25について、事務局から一括して提案説明をお願いいたします。

【主任主事】 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸し借りについて当事者より申出がありましたので、農用地利用集積計画（案）を上程いたします。この審議を経て、海老名市に対し計画案を送付し、農用地利用集積計画を定めるよう要請します。海老名市は、それに基づき、農用地利用集積計画を作成し、その公告があったときに権利の設定の効果が生じます。海老名市では、この貸し借りの期間につきまして、便宜上、全ての終期を12月末としています。

それでは、提案説明いたします。受付番号24及び25は、農地中間管理機構を通しての農地の貸し借りになります。農地の所有者が自身で耕作ができない場合などは、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積のほか、農地中間管理事業の推進に関する法律により、農地を中間管理機構に貸し付け、農地中間管理機構、以下機構と省略させていただきますが、機構がその農地規模を拡大したい方や、新しく農業を始めたい方などに貸し付ける農地中間管理事業という仕組みがございます。機構とは、農地中間管理事業促進に関する法律により、都道府県に1つ設置されるもので、神奈川県では公益社団法人神奈川県農業公社が県知事により指定されております。特に農地をまとまった形で集約化して担い手に貸し付けることで、次のようなメリットがあるとうたわれております。貸す側のメリットとしては、賃料が機構から確実に支払われること、借り手が決まるまでは機構が農地を管理していることなどが上げられます。借り手側のメリットとしては、機構との契約だけで済むために、複数の貸し手がいた場合でも賃料を機構に払うだけで、まとまった農地を拡充することができる場合であり、農作業の効率化により生産性が向上すると上げられております。以上が農地中間管理事業の仕組みの概要でございます。

今回、この仕組みを使って貸し借りしたいという集積計画の提出が市長に対してございました。この集積計画は、貸し手と機構との計画と機構と借り手の計画が一括されたものでございます。農業委員会としては、通常の農地利集積計画と同様に決定するかどうかをご審議いただき、決定いただければ、貸し手、機構、借り手に至るまでの集積、配分が一括して権利設定されるものでございます。

それでは、受付番号24及び25についてですが、神奈川県農業公社を通しての借り手は、下今泉■■■■■■■■■■、■■■■■■、貸し手は、下今泉■■■■■■■■■■、■■■■■■、貸し借りする農地は、下今泉■■■■■■■■■■、現況地目、田、■■■■平米、■筆、議案書のとおりでございます。貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、令和4年5月1日から令和8年12月31日までの5年間、農用地区域内、1件の新規の計画になります。農用地利用集積計画の法定要件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項では、借り手の要件として、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められることなどが上げられておりますが、農地中間管理機構が農地中間管理事業の実施によって利用権の設定などを受ける場合にはこの限りでないと言われておりますので、この件については特に問題ないと思われまます。

以上、受付番号24及び25について一括説明いたしました。

【議長】 それでは、受付番号24と25について、一括して質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方、一括してお願いいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号24と25について、一括して採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認いたします。

次に、議案書12ページ、6. そのほか、法に基づく許認可等の審議によらない案件の(1)農地の一時使用についてを案件といたします。

受付番号3について、事務局から説明をお願いいたします。

【主査】 県や市が実施する公共工事に伴う資材置場や工事ヤード等のための農地の一時使用につきましては、所有者、使用者、事業者の3者から連名で申請をしてもらうことにより、農地転用許可不要案件として処理しており

ます。農業委員会では、農地を使用することがやむを得ないものであるかどうか、周辺の農地の営農条件に支障を生じるおそれがないかなどを確認いたします。原則としては、農業委員会での確認後から現地を使用させていただくようにしております。

本件について説明させていただきます。

受付番号3番、資料5-1に案内図、5-2に土地利用計画図がございます。申請地は、上郷字■■■■■■、現況地目、田、登記簿地目、田、■■■■平米のうち■■■■■■平米、ほか■筆です。土地所有者は、上郷■■■■■■、■■■■■■、ほか■名、土地の使用者は、横浜市神奈川区金港町■■■■■■、株式会社■■■■、■■■■■■執行役員支店長■■■■■■、事業主は、海老名市勝瀬175番地の1、海老名市長内野優、工事名は、(仮称)上郷河原口線道路新設工事、目的は、道路アプローチとして使用したいとのことです。

ここで資料5-2をご覧ください。資料5-2の真ん中のあたりの上下に残土仮置きというものが2か所がございます。こちらは残土の仮置きということで、最大高3.0メートルとあります。仮置きによって土の重さで田が沈下してしまうのではないかと懸念がありますが、担当の道路整備課に確認いたしましたところ、期間としては半年から1年、土を置くことを考えているが、沈下の対策として、土木シートを敷いて荷重を分散した上で砂利を20センチ入れ、さらに土が流出しないように大きい土のうで囲む、そして、もし沈下した場合も、最後に原状復帰をして返却することでした。こちら、使用期間は、令和4年5月1日から令和5年4月30日までです。本日、委員の皆様にご了承していただきましたら、申請を受理いたしまして、当事者へ受理した旨の発送をいたします。

【議長】 地区委員の意見については、私のほうからお話をしたいと思います。

この新川の河原口上郷線なのですけれども、文化会館の西側で、相模線をくぐって北側に出る新設道路でございます。要するに下を掘って、その残土ということで、初めは、残土置場というか、残土処理のところに持っていく予定でしたらしいのですけれども、熱海の残土の関係で、先方のほうから、乾かして土を持ってこなければ駄目だということを言われて、急

遽、残土置場として必要になったというようなことをございます。今回、この場所が、東側は駐車場、北側は家が建ってしまして、ほかの農地に及ぼす影響はあまりないということで、問題はないかなと思っております。

それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。9番委員。

【9番委員】　きのう、現地を調査いたしまして、農地としては適正に管理されておりました、問題はないと思われます。

【議長】　それでは、受付番号3について、質疑のある方。

【19番委員】　ちょっと教えてほしいんですけれども、例えば根拠法令ということで、不許可相当とする場合には以下のいずれかに該当していることが必要であるということがあるんですが、一時転用の場合、農地への復元が確実ではないというような言葉があるんですけれども、この意味がちょっとよく分からないんですね。本来は、一時転用して、農地の復元というのは、未来のことなので、未来のことが復元が確実でないというふうには言えないのではないのかと思うんですけれども、この文章の意味はどういうことなんでしょうか。

【事務局長】　今回の場合は、一時転用というのは、プロモーターが、市や県でないと駄目というところなので、市や県が発注する案件ですから、ちゃんと設計もして、事業を実際に施工する会社も確実にやりますというふうに、今回の件であれば発注者である市と事業者、■■■の間で未来の話についてちゃんと折り合いをつけているということをご了解をいただければと思います。

なお、農業委員会はどうなのだという話なんですけれども、今日の議案書にはつけていないのですが、一時使用の申請書にはすべからく農業委員会会長宛てに農地復元誓約書というのが出てしまして、迷惑はかけませんというような誓約もいただいているので、その辺でご承知いただければと思います。

【議長】　そのほか、質疑のある方。

（「なし」の声あり）

【議長】　ないようですので、一時使用については了承したいと思います、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、了承といたします。

次に、議案書13ページから14ページ、(2)農地の一時使用について(報告)を案件といたします。

受付番号2と4について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【主査】 では、受付番号2番と4番についてです。こちらも、先ほどの案件と同じ、県や市が実施する公共事業に伴う資材置場や工事ヤード等のための農地の一時使用です。原則としては、農業委員会で確認後から現地を使用させていただくようにしておりますが、申請時期と工期の関係から、本総会での確認後では工事の進捗に影響が出るため、会長及び地区担当委員に事前にご確認いただいた上で問題ないものと判断し、専決処分で今回受理したことを報告いたします。

受付番号2については、既に工事の資材置場、事務所として使用し、受付番号4については、道路新設工事を行っておりますので、報告させていただきます。どちらも以前より行われていた工事の期間延長でございます。

受付番号2、申請地は、上郷字■■■■■■■■■■、現況地目、田、登記簿地目、田、■■■平米、土地所有者は、上郷■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、持分■分の1、■■■■■■■■■■、持分■分の1、ほか■筆、議案書のとおり、土地の使用人は、東京都港区港南■■■■■■■■■■、株式会社■■■■■■■■■■、取締役副社長執行役員東京本店長■■■■■■■■■■、事業主は、海老名市勝瀬175番地の1、海老名市長内野優、工事名は、市道62号線(並木橋)歩道橋仮設事業、目的は、鋼橋等資材置場、事務所として使用したいとのこと。使用期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までです。本件については、既に資材置場、事務所として使用しておりますので、報告とさせていただきます。

次に、受付番号4についてですが、申請地は、上郷字■■■■■■■■■■、現況地目、田、登記簿地目、田、■■■平米、土地所有者は、上郷■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、ほか■筆、議案書のとおり、土地の使用人は、横

浜市神奈川区金港町■■■■■、株式会社■■■、横浜支店執行役員支店長■■■■、事業主は、海老名市勝瀬175番地の1、海老名市長内野優、工事名は、令和4年度（仮称）上郷河原口線道路新設工事、目的は、通路アプローチとして使用したいとのことです。使用期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までです。本件については、既に工事が始まっておりまますので、報告とさせていただきます。

【議長】 地区委員の意見については、こちら私の方から一括して説明させていただきます。

受付番号2のほうは、並木橋の工事の資材置場、事務所ということで、大体3年ぐらい前から使用しているものと思います。その間も、苦情があったり、何か問題があるとか、そういうことは一切ありませんでしたので、今回も大きな問題はないのかなと思っております。

受付番号4ですけれども、これは上郷河原口線のアプローチ部分ということで、これも3年ぐらい前からやはり使っておりまして、こちらも別に大きな問題はないと思っております。

それでは、受付番号2と4について、質疑のある方。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようですので、報告がありました2件については了承としたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 異議なしと認めます。よって、了承とさせていただきます。

次に、議案書15ページ、(3)生産緑地の斡旋についてを案件といたします。

事務局から提案説明をお願いいたします。

【主査】 生産緑地の買取り申出に対して、市長は、買い取らない場合、当該生産緑地において農林漁業に従事することを希望する者がこれを取得できるように斡旋することに努めなければならないとされておりまして、農業委員会へ斡旋の協力依頼が来ております。

生産緑地番号188についてです。所在地は、社家■■■■■■■■■■、現況地目、畑、登記簿地目、畑、■■■平米、ほか■筆、議案書のとおり

でございます。案内図及び現地の写真につきましては、資料6をご覧ください。

この農地につきましては、令和4年第2回の定例総会におきまして、主たる農業従事者の故障という事由によりまして、生産緑地の主たる従事者証明について証明願いが提出されまして、証明の決定がされました。令和4年2月28日付で市に対して、現在の土地の所有者より、この生産緑地の買取り申出がされましたが、市では買い取らないことが決定されました。その後、市から農業委員会に対して斡旋の協力依頼が来ているところでございます。斡旋につきましては、まず委員の皆様、また、周囲、地区の方に情報提供をしていただきまして、買取りを希望されている方がいらっしゃいましたら、議案書でございますとおり、5月24日火曜日までに事務局へご連絡くださるようお願いいたします。その結果を5月25日水曜日に、海老名市の都市計画課へ事務局から報告させていただくことになります。

【議長】 それでは、この斡旋について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、斡旋の希望者がある場合は、所定の期限までに事務局へ報告となりますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、そのようにさせていただきます。

次に、議案書16ページから18ページ、(2)農地転用届出による専決処分についてを案件といたします。

16ページの農地法第4条の受付番号7、17ページの農地法第5条の受付番号11から17、合わせて8件について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【主査】 農地を転用する場合、転用目的で権利を設定、移転する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならない旨、規定されていますが、市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合には、許可を要しないこととなっています。それを定めているのが農地法第4条第1項第8号と農地法第5条第1項第7号です。

議案書 16 ページをご覧ください。農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和 4 年 3 月 1 日から 3 月 31 日までの間に届出がされたものです。受付番号 7 の 1 件で、田、0 平米、畑、719 平米、合計、719 平米です。

続きまして、議案書の 17、18 ページをご覧ください。農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和 4 年 3 月 1 日から 3 月 31 日までの間に届出がされたものです。受付番号 11 から 17 までの 7 件で、田、0 平米、畑、4,728.43 平米、合計、4,728.43 平米です。これらにつきましては、専決処分で受理したことを一括して報告いたします。

【議長】 それでは、一括して質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、一括して了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、一括して了承とさせていただきます。

次に、7. その他について、委員の皆様から何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議長】 事務局から何かございますでしょうか。

【事務局長】 ございません。

【議長】 ないようですので、本日の定例総会は終了とさせていただきます。

長時間、ありがとうございました。